

令和 7 年度

大阪市立 井高野 中学校
生徒手帳

生徒の努力目標

1. 私たちは、井高野中学校の生徒として、この3年間の日々の学習にはげみ、人類の大きな遺産である文化を学び、心と体をきたえ、平和で民主的な日本の建設に役立つ人間になるよう努めます。
2. 私たちは、井高野中学校の生徒として、真理と正義を愛し、教育活動に真剣に取り組みます。私たちはそのためにも、あきらめたり、なげやりになったりせず、自らすすんでやるよう努めます。
3. 私たちは、井高野中学校の生徒として、私たちの学級を、私たちの学年を私たちの学校を愛し、大切にします。
また、私たちは話し合いで解決する姿勢をつらぬき、暴力や差別や不正を許さず、みんなで決めてみんなで守ります。そのためにもひやかしやかけ口をやめ、よろこびも苦しみもみんなでわけあうよう努めます。
4. 私たちは、井高野中学校の生徒として、私たちの家庭や地域社会を大切にし、中学生として恥ずかしくない行動をするよう努めます。
5. 私たちは、井高野中学校の生徒として、私たちの学校が「友多き、夢多き、幸多き、笑多き」を誇れる日本一の学校になるよう努めます。

井高野中学校 部活6カ条 全力 自立 純 挑戦 感謝 情熱

部活動は、家庭、地域、学校の協力があつてなりたっています。部活動がより良いものになるために6カ条を活用すること、すべての人が安全・安心に活動できるようにきまりを守りましょう。

部活動のきまり

1. 顧問の指導のもと行う。
2. 18:00完全下校とする。
3. 活動後は活動場所の清掃と戸締まりを行い、顧問の確認を受ける。
4. 職員会議及びそれに準ずる研修等の日、定期テスト1週間前から終了までは、活動中止とする。ただし、顧問の届け出によって活動を認める場合もある。
5. 更衣は決められた場所で行う。
6. 下校時は標準服・体操服・各部で認められた服を着用する。
7. 登下校時に買い物や寄り道をしない。
8. 毎日職員室前の部活黒板を確認する。
9. 遅刻や欠席の場合は、学校または顧問に連絡する。
10. 飲料については、お茶、水、スポーツドリンクとする。（炭酸飲料は認めない）
11. 部室の使用は活動中のみとし、その他の時間（昼休み）の使用は禁止する。
12. 部活動員以外の生徒及び3年生で引退後の生徒などが、部活動・試合・演奏会・発表会などに見学・応援などに参加しようとする場合、学校生活と同様のルールに基づいて参加する。具体的には、標準服、体操服、部活動着のいずれかで参加し、自転車での来校・飲食物の持ち込みも禁止する。他の中学校などの活動の応援についても同様とする。
13. 休日や長期休暇中の活動についても上記と同様とする。

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は大阪市立井高野中学校、生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は生徒会の責任ある自主的、民主的活動により、学習、部活動、その他いっさいの学校生活を充実、発展させ、その経験を通じて将来の良き社会人としての資質を養う。

第3章 会員

第3条 本会は全生徒を会員とする。

第4章 生徒総会

第4条 生徒総会は必要に応じ学校長承認をへて会長が招集する。

第5章 生徒議会

第5条 生徒議会は、各学級代表と各委員会の代表と部長団団長が議員として出席し執行部で会議を運営する。

第6条 生徒議会は総会に次ぐ決議機関であり、各議員は1票の議決権をもつ。

第7条 生徒議会は議員の5分の4の出席で成立する。

第6章 役員

第8条 本会に次の役員を置き、執行部とする。会長、副会長、執行委員とする。

第9条 役員は全校生徒の無記名投票により選出する。選挙規定は別途に定める。

第10条 役員の任期は1年とし、2学期に改選する。

第11条 執行部は次の記録を保持する。会則等の改正、役員名簿、生徒総会生徒議会の記録、各専門委員会の記録、執行部の活動の記録。

第12条 執行部は任期末に全校生徒に対して、活動報告をする。

第7章 専門委員会

第13条 本会は執行部のもとに、次の専門委員会をおき、各学級より選出された委員で構成する。学級代表(男女各1名)風紀委員(男女各1名)体育委員(男女各1名)衛生委員(男女各1名)図書委員(男女各1名)で任期は前期・後期とする。

第14条 専門委員会は互選で委員長、副委員長、書記を決める。

第8章 部活動

第15条 部活動はそれぞれの顧問の指導のもとに行う。

第16条 各部間の協調のため、必要に応じて部長を招集し、部長会議を開く。

第17条 各部は4月に部員名簿を提出する。

第9章 顧問

第18条 本会は教職員または、部活動指導員を顧問とする。

第10章 最終決定権

第19条 校長は本会の活動に対して最終的な決定権を有する。

| 学校の沿革 | | |
|-------------|----------------------|----------------------------|
| 昭和 47.04.10 | 瑞光中学校の井高野分校として授業を始める | 令和 02.04.01 生徒用ダイヤル式ロッカー設置 |
| 12.07 | 分校校舎第2期工事が完了する | 令和 03.10.30 外壁フェンス改修工事完了 |
| 昭和 48.04.01 | 大阪市立井高野中学校設立 | 令和 04.01.31 体育館空調工事完了 |
| 05.01 | 校章が制定される | 令和 04.11.12 創立 50 周年記念式典挙行 |
| 09.03 | プールが完成する | 令和 04.11.30 南門改修工事完了 |
| 09.22 | 体育館が完成する | 令和 05.02.28 プール改修工事完了 |
| 昭和 49.01.21 | 校歌が制定される | |
| 03.09 | 第3期校舎工事の落成、開校式挙行 | |
| 04.01 | 本年から 1・2・3 年とそろう | |
| 04.11 | 技術室工事完了 | |
| 12.12 | 第 4 期校舎工事完了 | |
| 昭和 50.03.15 | 第 1 回卒業式挙行 | |
| 11.15 | 運動場拡張工事完了 | |
| 昭和 53.04.01 | 養護学級(現 特別支援学級)設置 | |
| 08.01 | 運動場放送設備改良工事完了 | |
| 10.06 | 本校運動場での初の体育大会実施 | |
| 昭和 56.05.01 | 第 5 期校舎工事完了 | |
| 昭和 57.04.01 | 標準服、新 1 年生よりブレザーになる | |
| 11.11 | 創立 10 周年記念式典挙行 | |
| 昭和 60.03.02 | 体育館竣工 | |
| 04.04 | 格技室工事完了 | |
| 昭和 62.07.03 | プール改修工事完了 | |
| 11.11 | バックネット改修工事完了 | |
| 平成 03.02.18 | パソコン教室完成 | |
| 02.28 | 玄関改修工事完了 | |
| 08.30 | 音楽室、事務室改修完了 | |
| 平成 04.08.30 | 西館南壁整備工事完了 | |
| 11.07 | 創立 20 周年記念式典挙行 | |
| 平成 05.10.06 | 運動場側溝完成 | |
| 11.30 | 部室棟完成 | |
| 平成 07.08.01 | 管理室の空調設備完成 | |
| 平成 09.03.01 | パソコン教室改修工事完了 | |
| 11.07 | 創立 25 周年記念式典挙行 | |
| 平成 10.03.15 | プール建て替え工事完了 | |
| 平成 11.11.30 | 耐震工事完了 | |
| 12.13 | カウンセリングルーム完成 | |
| 平成 12.03.15 | 屋上防水工事完了 | |
| 平成 14.06.08 | 創立 30 周年記念式典挙行 | |
| 平成 24.08.10 | 3 年生教室に空調設備完成 | |
| 平成 24.11.02 | 創立 40 周年記念文化祭挙行 | |
| 平成 25.08.21 | 1,2 年生の教室に空調設備完成 | |
| 平成 27.03.01 | バックネットを取り壊し武道場完成 | |
| 平成 29.01.31 | 校舎棟外壁改修工事完了 | |
| | 校舎棟屋上防水改修工事完了 | |
| 平成 29.01.31 | 情報設備工事完了 | |
| 平成 31.02.15 | 防火シャッター改修工事完了 | |
| | 技術室外壁改修工事完了 | |
| | 技術室屋上防水改修工事完了 | |
| 令和元年.12.06 | 南館トイレ改修工事完了 | |
| | 体育館外壁回収工事完了 | |
| | 体育館屋上防水改修工事完了 | |

校則

- 欠席・遅刻・早退・について
保護者から8:35までにミマモルメの入力をしてもらう。
もしくは、電話による連絡をしてもらう。(8:00~8:25)
 - 下校時刻は用事のない場合、16:00までとする。
 - 服装のきまり
 - 冬 服
学校指定の標準服。シャツは学校指定のポロシャツ。
 - 夏 服
学校指定の標準服。シャツは学校指定のポロシャツ。
 - くつ下
白・黒・紺・グレーで、ワンポイントは可(ルーズソックスは不可)
 - 靴
白・黒・紺・グレーを基調とした、ひも付き運動靴。
 - 肌 着
ハイネック・タートルネックなど、首のつまつたものは不可。
 - 防寒について
セーター・ベスト・カーディガン(白・黒・紺・グレー・茶系)をブレザーの下に着用可。(裾や袖がブレザーからはみ出しそぎない)
また、教室以外ではセーター・ベスト・カーディガンのみで行動しない。
- 下記のものについては使用時期を学校よりお知らせします。
- 防寒着(ジャンパーやコート等のアウター)は井高野カバンにしまえるものとし(白・黒・紺・グレー・茶系とする。華美な刺繡やプリントがされていないものを)登下校時にブレザーの上に着用可。手袋・マフラーは登下校のみ着用可であり正門ではずす。
- 防寒対策の観点でタイツをはくことは可能。ただし、はく場合はベージュか黒とし、肌が見えないようにする。

4. 頭髪のきまり

パーマ、脱色、染色、髪を編むこと、エクステンション、ワックス等の整髪料を禁止する。中学生としてふさわしくないと判断した場合には状態に応じてその場で改善、その場で改善できないものについてはできるだけ早い改善の日を約束する。

5. 髪を束ねる際のヘアゴム、ヘアピン、の色は、黒、紺、茶とする。また、ヘアピンは大きすぎないものを使用する。(束ねる高さは耳まで)

- 一切の化粧を禁止する。
- 一切のアクセサリーを禁止する。
(ピアスの穴をあけることもしない)
- 中学生として、ふさわしくないと判断した場合、このかぎりにない。
- 携帯電話、スマートフォンについて
申請書を提出したものののみガイドラインに沿って持ち込めるものとする。

※携帯電話、スマートフォンを持ち込む場合は、電源を切った状態にしてロッカーで保管する。

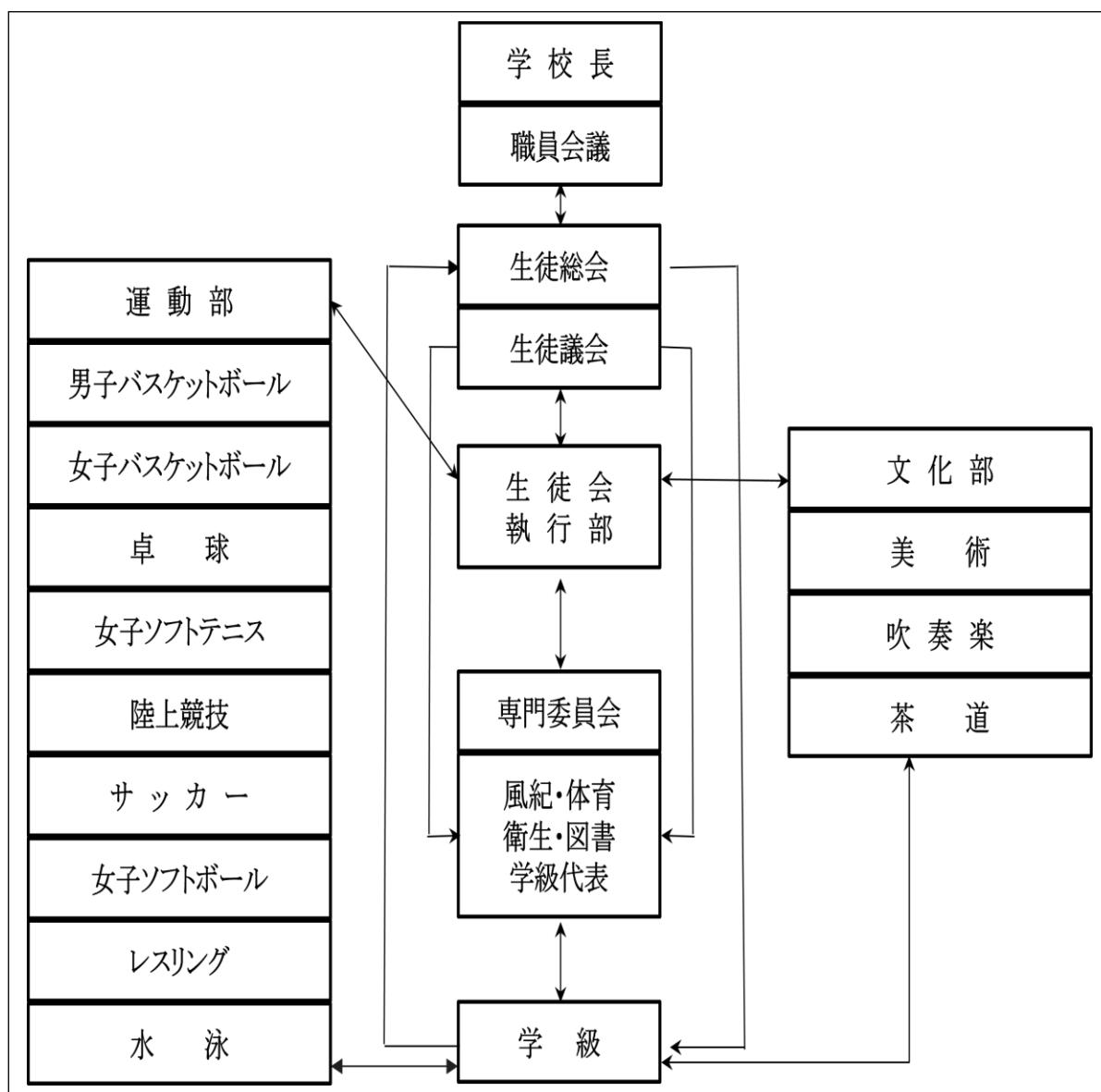
10. その他

ゲーム類、お菓子等、学習に不必要的ものを持ってこない。

生徒会選挙規定

- I ① 選挙管理委員会は各学級より選出され、構成する。
② 任期は選出された時から、新しい生徒会役員の認証式までとする。
③ 委員会は第1回の公示で期限(1~2週間)を示して立候補を募る。
委員会は第2回の公示で候補者の一覧表を発表する。
委員会は第3回の公示で選挙の結果を発表する。
④ 委員会は第2の公示の後、立会演説会を主催する。
⑤ 委員会は選挙の事務を公平にし、また投票の際に個人の秘密が守られるように配慮する。
- II ⑥ 生徒会役員は会長、副会長、執行委員とする。
⑦ 信任投票は、生徒の過半数の信任で当選とみなす。
⑧ 立候補(会長・副会長のみ)には応援者を1人必要とする。

生徒会組織図



専門委員会について

| 委員会名 | 仕事について |
|-------------------|---|
| 学級代表委員会 (学級代表) | <ul style="list-style-type: none"> ◆各専門委員と協議し、学級活動についての企画 ◆学級担任・教科担任との連絡ならびに伝達。 ◆集会や行事等で整列・点呼し、担任へ報告する。 ◆行事予定の伝達 ◆委員長、副委員長は生徒議会の採決権をもつ議員として会議に出席し、委員会での意見を生徒会の決議などに伝達。 |
| 風紀委員会 (風紀委員) | <ul style="list-style-type: none"> ◆学級内での校則の厳守、及びよい校風の確立につとめる。 ◆学級内の風紀について学級担任、教科担任と連絡をとり、また伝達にあたる。 ◆委員長は生徒議会の採決権をもつ議員として会議に出席し、委員会での意見を生徒会の決議などに伝達。 |
| 体育委員会 (体育委員) | <ul style="list-style-type: none"> ◆保健体育科授業の連絡・準備。 ◆生徒会の体育行事について立案・運営にあたる。 ◆委員長は生徒議会の採決権をもつ議員として会議に出席し、委員会での意見を生徒会の決議などに伝達。 |
| 衛生委員会 (衛生委員) | <ul style="list-style-type: none"> ◆学級内の衛生・整備につとめる。 ◆清掃用具の補充及び交換 ◆机・椅子・教卓・カーテン等の整備及び破損についての連絡。 ◆せっけん(週1)消毒液の補充 ◆教室内の消毒液・二酸化炭素測定器・加湿器の管理 ◆加湿器の清掃 ◆委員長は生徒議会の採決権をもつ議員として会議に出席し、委員会での意見を生徒会の決議などに伝達。 |
| 図書委員会 (図書委員) | <ul style="list-style-type: none"> ◆図書館活動と図書館の運営 ◆学級への連絡 ◆読書活動の啓蒙とPR。 ◆委員長は生徒議会の採決権をもつ議員として会議に出席し、委員会での意見を生徒会の決議などに伝達。 |

井高野中学校の一日

| 時 刻 | 項目 | 生 徒 |
|-------|-------------------|---|
| 8:45 | 日 直 本 鈴 学 活 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鍵、出席簿、学級日誌を教室へ ● 朝学活(健康確認、こころの天気の入力) ● 出席確認・一日の連絡 |
| 9:00 | 授 業 移動教室 | <ul style="list-style-type: none"> ● 始業・1限開始 ● 戸締まり |
| 12:30 | 学 代 昼 食 | <ul style="list-style-type: none"> ● 鍵、出席簿運搬 ● 昼食終了までは教室から出ない |
| 13:00 | ボール貸出 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学年の教員の許可を得て学級ボールを使用(雨天時なし) ● ボール返却 |
| 13:15 | 本 鈴 | <ul style="list-style-type: none"> ● 5限開始 |
| 14:55 | 学 活 清 掃 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一日の反省・明日の連絡 ● 班活動で行う |

各種届け出用紙・許可書(証)について

(1)保健室入室について

- ①休み時間・授業時間を問わず、学年の先生の許可なしに保健室の入室は認めない。
(ただし、急を要する事故は除く)

(2)遅刻生徒について

- ①8:45以後の遅刻については、職員室に必ず来ること。
- ②職員室前で遅刻連絡票に必要事項を記入し、学年の先生に渡しサインをもらう。
- ③連絡票は教科担当に渡す。

(3)部活動について

- ①入部
部活動カードの入部届の欄に、保護者、担任、顧問の順番に印鑑を押印してもらい、顧問に提出。
- ②退部
顧問から部活動カードをもらい、保護者、担任、顧問の順番に印鑑を押印してもらい、顧問に提出。

非常変災時の措置について

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、校長は学校を臨時休業措置とすること。

午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、校長は臨時休業措置とすること。

ア、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合イ、幼稚園、小学校及び中学校にあっては、所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）の発令があった場合。

ウ、大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ、「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休校措置とすることができます。

保健について

| | |
|--|--|
| <p>1. 保健室について</p> <p>(1) 病院のように治療したり、薬局のように薬を出したりする場ではなく、健康診断・健康相談・救急処置・傷病者の休養や応急手当及び保健調査、その他保健養護に関わる仕事を行うための場で、学校保健センターの役割を担っている。</p> <p>(2) けがなどの場合は、応急手当のみ行う。保健室では応急手当の範囲にとどまるので、帰宅後、必要に応じて専門医の治療を受けること。</p> <p>(3) ベッドの使用は、原則として一時間程度休養すれば回復する見込みのある場合に限る。長時間の休養が必要な場合は早退せざる。</p> <p>(4) 測定器具の利用は放課後にできるが使用上の注意を守り、後始末をきちんと行うこと。</p> | <p>2. 保健活動について</p> <p>本校の保健活動は、下記の通りである。</p> <p>1学期 二測定、視力・聴力検査、内科検診（1年は一泊移住前健康診断、3年は修学旅行前健康診断を兼ねる）、眼科検診、歯科検診、耳鼻咽喉科検診、尿検査、1年心電図検診、プール水質検査、心臓二次検診、その他</p> <p>2学期 飲料水水質検査、その他</p> <p>3学期 教室の空気環境調査、学校保健委員会その他</p> <p>※ 色覚検査は希望者のみ 1年生時に一回受けることができる。</p> <p>3. 学校における感染症の予防について</p> <p>インフルエンザ・風しん・水痘等の学校感染症であると診断された場合には、担任に届け出ること。</p> <p>この間は、欠席扱いにならない。</p> |
|--|--|

学校において予防すべき感染症

2025.3 改

| 分類 | 病名 | 出席停止の基準 |
|--|-----------------|--|
| 第1種 | (※) | 治癒するまで |
| ※ただし医師が感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない 第2種 | インフルエンザ | 発症した日の翌日から 5 日を経過し、かつ解熱した翌日から 2 日を経過するまで |
| | コロナウイルス感染症 | 発症した日の翌日から 5 日を経過し、かつ解熱した翌日から 1 日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| | 麻しん（はしか） | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |

| | | |
|--|---|---------------------------------------|
| 第3種 <small>（主なもの） その他の感染症</small> | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 症状により学校医その他の医師が 感染の恐れがないと認めるまで |
| | 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て 全身状態が良ければ登校可能 |
| | マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校 可能 |
| | 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、 ロタウイルスなど) | 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善さ れれば登校可能 |

(※) 第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

4. 日本スポーツ振興センター

「学校管理下」で発生した負傷について、その治療に要する費用を共済給付する制度。

掛け金は年額 920 円（市負担 460 円、保護者負担 460 円）毎年更新。

「学校管理下」の範囲

- ①授業中
- ②休憩時間中
- ③通常の道を通って通学する途中
- ④課外活動中（部活動、その他学校の責任において実施した行事）

（主な給付内容）

医療費

〔学校管理下において発生した負傷で診療点数の合計が 500 点（1 点=10 円、医療費総額 5,000 円）以上の場合にその 1 割と自己負担額の給付が行われる〕

死亡見舞金

〔2800 万円〕突然死及び通学中は 1400 万円

障害見舞金

〔82 万円～3770 万円〕障害の部位・程度による審査有

※生活保護法による保護を受けている世帯の生徒は上記のうち医療費についてはセンター法施行令により給付対象外。

〈給付の支払い請求〉

- (1) けがをして帰宅後病院に行った場合、教科の場合は教科担任、部活動の場合は顧問、その他の場合は担任または保健室に申し出る。
- (2) 担当の教職員、または保健室から手続きの用紙が入った封筒をもらう。
- (3) 封筒の中の「医療証等併用届」「医療等の状況」をそれぞれ保護者と病院に記入してもらってから、毎月25日までに保健室に提出する。
- (4) けがをしてから2年が過ぎると時効になり、給付の請求権はなくなるので注意すること。
- (5) 同じけがで治療が続く場合、10年間支払い期間があるので、卒業後も通院する場合は進学先に届け出る。

〈給付金の支払い〉

- (1) 学校での手続きが完了した後、3~4か月後に、学校から文書で給付金の支給についてのお知らせがあり、学校徴収金の口座に振り込まれる。

5. 学校医療券について

要保護・準要保護の認定を受け、学校の定期健康診断で、「う歯（虫歯）」「中耳炎」「慢性鼻腔炎」等で治療が必要と診断された場合は、学校医療券の発行が可能である。必要な場合は保健室まで連絡する。

6. 健康診断・諸検査の事後措置

健康診断・諸検査によって、異常が発見された場合には、受診票が発行される。早急に医師の治療を受けること。治療が完了したら、速やかに担任へ提出すること。

図書館について

貸し出し

1人3冊まで借りられます。

漫画本を借りることはできません。

貸し出し期間は2週間です。

借りたい図書をカウンターまで持っていき、決められた手続きを行ってください。

返却

借りた図書をカウンターまで持っていき、決められた手続きを行ってください。

同じ本を延長して借りたい場合は、係に伝えて返却後に再度貸し出し手続きを行ってください。

図書館利用のルール

■図書館の図書はみんなの財産です。大切に取り扱いましょう。■

1. 図書館は他の人に迷惑がかかるないよう静かに利用します。
2. 図書館の中で、飲食はできません。
3. 図書に書き込みや、マーカーで線をひいたりしません。
4. 図書のページを破ったり、切り取ったりはしません。
5. 読んだ図書・使ったイスは、元の場所へ戻します。
6. 借りた図書をまた他の人に貸しません（又貸し）
7. 図書をなくしたときは図書委員に知らせます。
8. 図書館から図書を持ち出すときは、決まった手続きをとります。

分類と並べ方

井高野中学校の図書館では、図書の内容を日本十進分類法によって分類し、館内に並べています。

その他

リクエスト・読みたい図書が図書館にない場合は、新たに購入できる場合もあります。図書委員・担任の先生に希望を伝えるか、図書館にあるリクエスト用紙を記入し、ボックスに入れてください。

大阪市立 井高野中学校校歌

湯浅 正子
寺前 正明
井高野中学校 49、50、51期生 作詞

今井 美津代 作曲

永野 廉作 編曲

J = 116 明るく元気に

5 *mf*

あひかし さかせあ ひりがわ にあふせ そふくお むれらも るるもう まこまな なうちかた やいかな びででち ででち みんな がうたう うい たかののうた
あひかし さかせあ ひりがわ にあふせ そふくお むれらも るるもう まこまな なうちかた やいかな びででち ででち みんな がうたう うい たかののうた

10

はきいへ ばたきい たえぬわ けよけが 一一一 このとあ こびわふ ろゆ一 るのくのる きちへこ きちへこ ずかいの ならわー をのをほ はつめもし はつめもし てにめへ
はきいへ ばたきい たえぬわ けよけが 一一一 このとあ こびわふ ろゆ一 るのくのる きちへこ きちへこ ずかいの ならわー をのをほ はつめもし はつめもし てにめへ

14 *f*

みわつ あい がかよあ くいいる ちきけね せほつが いうい がががで あああ ししあし たたたた ををを きつつひ きつつひ くむるく
みわつ あい がかよあ くいいる ちきけね せほつが いうい がががで あああ ししあし たたたた ををを きつつひ きつつひ くむるく

18 *ff*

あああ あああ あああ とゆさえ もめちみ もめちみ おおおお おおおお おおおお おおおお きききき きききき わ が ば こ う
あああ あああ あああ とゆさえ もめちみ もめちみ おおおお おおおお おおおお おおおお きききき きききき わ が ば こ う

大阪市立井高野中学校校歌

| | | | |
|---|--|---|--|
| 四、 | 三、 | 二、 | 一、 |
| あ愛平未幸 、あ和来せ 笑るがに想 み願溢届う 多いれけ仲 きてる井間 あこ高た わしの野ち がた地の 母を球し歌 校拓ひへ く | あ強生み風 、いきんが 幸さ決抜なふ 多意けがく きが永とうら あ久わたむ わしのう町まち がた平井中なか 母を和高で 校造を野 る求の め歌 | あ若鍛み陽ひ 、いえん光り 夢希よな溢 多望伸がれ きがびうる あゆた校 わしくう庭 がた力井で 母をの高 校つた野 つめの むに歌 | あみはみ朝 、がばん日 友くたなにそ 多知けがうむ き性心うむる がのたる わあ絆う学ま がしを井舎ひ 母たは高で 校をつ野 築ての く歌 |

50th マスコット
いたたん モフリュン かのたん

